

内務省地理局における明治初年の地質調査事業の性格について 1

中 村 光 一 (海洋地質部)

Ko-ichi NAKAMURA

はじめに

明治40(1907)年に書かれた『地質調査所沿革及事業』は冒頭次のように述べる(原文カタカナ文)。

明治7年1月24日 内務省に地理寮を置き 更に地理寮に木石課を置き 山林及土石の事を掌らしめ 白野夏雲 宝石及鉱物採集の任に当り 木石陳列所の一部に之を陳列したり 同10年諸寮廃せられ 地理寮は地理局 木石課は山林課と改称せられたり (以下略)

小論ではこの短い記述自身前後関係に誤りがあることを示したいと思う。そのことは取りも直さず30数年を経て明治末年の人々ですら初期のことはよくわからなくなっていたことを示している。地質調査所が内務省地理局における地質調査事業を母体に発足したことは疑いのない事実であるがその事業の内容の十分な検討なしに次のように言うとするればそれはあまりに史料の現代的読み込みが過ぎていると言えよう。

明治8年度の『内務卿第1回年報』はこの「土石ノ検査」が「国運開ケ 人智進ムニ従ヒ 百般ノ工業繁盛ナルトキハ土石ノ用豈復今日ノ比ニアランヤ 今ヤ採取スル所ノ土石各種ノ性質及功用等ヲ経験シ 汎ク之ヲ他ニ告知セハ 必ス人工ヲ誘勸シ 供用愈多キヲ加フルニ至ラン」と 鉱物調査によって産業の発達を誘導できる旨を述べていた。先のライマンの雇用と重ねあわせて考えるとき 内務省が地質調査事業を採りあげる準備をこの時期に開始していたといつてよかるう。しかも地質調査事業をこの報告でも述べているように「百般ノ工業」と関連づけていたことつまり担当する殖産事業と結びつけて理解していたのである。(通商産業政策史研究所(1985) p. 8)

19世紀後半はヨーロッパでは地質学のみならず諸科学が急速に発達した時代であるが明治初年の日本にあっては その科学を直輸入して即座に人々が理解する土壤は無かったし 当時の人々の片言隻句が今日と似た用語だからと言って 理解のし方が同じとは限らないということを小論で示したいと思う。

1. 明治初年の鉱山行政と「日本坑法」(1873)

幕府の倒壊後 ただちに新政府は幕府直轄鉱山であった生野 佐渡を接収し さらに廃藩置県の過程で諸藩の管轄下にあった諸鉱をも官坑として行く。幕藩体制下では 諸鉱山はすべて幕府または諸藩の王有するところで 経営形態として「直山」と「諸山」の違いはあって

も 幕府または諸藩 即ち領主の統制下で経営されていた(石村 1960)。その中で維新であるから 後に述べるように鉱山王有権を確立するのは比較的簡単であったが その後の鉱山行政は貨幣制度の確立のための金銀銅の産出と 官業にしているがための経営出費と二重に政府財政にリンクして複雑な展開を迎える。しかも天皇制を封建的でなく絶対主義として確立するために 天皇家の私経済と政府財政を分離することを不可欠とする中で生野鉱山が一時 御料(皇室財産)となっていたように天皇家の私経済を確立するためのテコとしても 鉱山が位置づけられた時期があることが 鉱山行政の展開をさらに複雑にさせている。

新政府最初の鉱山局は大坂(現在の大阪)にあった旧幕府の銅座役所を改称した銅会所を母体として成立する(明治元(1868)年)。その後 明治3(1870)年に工部省が創設されるまで 大蔵省 ついで民部省に所属する。鉱山局は当初 近代国家として不可欠な統一的貨幣制度の確立のために必要な金属の確保を主要な任務とし 鉱山の経営はその一部であったが 造幣部門が確立されるに及び 貨幣金属の確保の課題はそちらに移り 工部省下では鉱山の経営と新たに鉱山行政の確立が主要な任務となる。鉱山行政の確立が課題になるのは 田畑勝手作など一連の封建的束縛を解く新政府の施策に連動して これまで領主の統制下で一定の資格を持つものにししか許されなかった鉱山の開採をひろく私人に解放する行政官布告第177号が 発布されたからである(明治2(1869)年2月20日 石村1960参照)。その冒頭で次のように言う(原文カタカナ文)。

鉱山開拓の儀は 其地居住之者共 故障筋無之候はば 其支配之府藩県へ願之上 掘出不苦候 府藩県に於ても 旧習に不泥速に差免可申事

当時は廃藩置県前であるから 旧幕領を基に成立した府県と藩が混在しており 「府藩県」という表現になっている。開坑を広く解放すれば 民間の鉱山業が漸時盛んになる。太政官は明治4(1871)年4月5日 次のような布告第173号を府藩県へ出す(原文カタカナ文)。

曠山開採の儀願出度輩は 其地方官に於て身元取調 相応の仕法相立候分は 何の上御差許相成 相当の税為 相納請負可申付候條 願人有之候はば 早々可申出事

採掘の許認可と同時に いかにか課税するかという問題が出てくるのである。明治4(1871)年9月 工部省で鉱山師長のゴットフレーや鉱山権助吉井礼蔵が「民坑事業を整理せんと欲し 民坑條規の編成に着手」する(『工部省沿革報告』p.52 石村(1960)参照)。翌年には日本坑法の草案はできていたらしいが、丁度その頃 高島炭鉱を外資で経営しようとする動きが起きたのに対処するため その要約のようなものを明治5(1872)年3月27日太政官布告第100号「鉱山心得」として出し 前年の第173号にとつてかわった(石村1960 石井1984)。そして明治6(1873)年7月20日 太政官布告第259号として「日本坑法」が公布された(『法令全書 明治6年』p.384 原文カタカナ文 傍点原文のまま)

今般鉱山其他諸坑業の規則 別冊の通改定候に付ては 凡坑物に關係の事件は工部省に於て総管せしめ 候條 今自金屬其外諸坑物營業の儀 都て同省へ可申立候 此旨布告候事 (別冊)

日本坑法

第一章 坑物

第一 正理を以て論ずるときは 凡無機物たる物は (生活の機なき諸物品) 都て坑業の部分に属す 此無機物品質二類に分る 即第一類は有鉱質 第二類は無鉱質たり 凡諸金属の天然本質を以て出る者 或は他の物質と化合して出る者は 右第一類に属す 燃質物 山塩 磷酸石灰 美石及玉璞の類は 右第二類に属す (本條挙る所の有鉱質 無鉱質とも 総て是を坑物と称す 坑山 坑業 坑区 坑産等皆之に倣へ)

第二 前に掲記せし物類 凡日本國中に於て発見する者は 都て日本政府の所有にして 獨政府のみこれを採用する 分義あり

第三 築石 土砂 粘土 其他建築耕作所有の諸物品は 都て地主たる者の所有とすべし

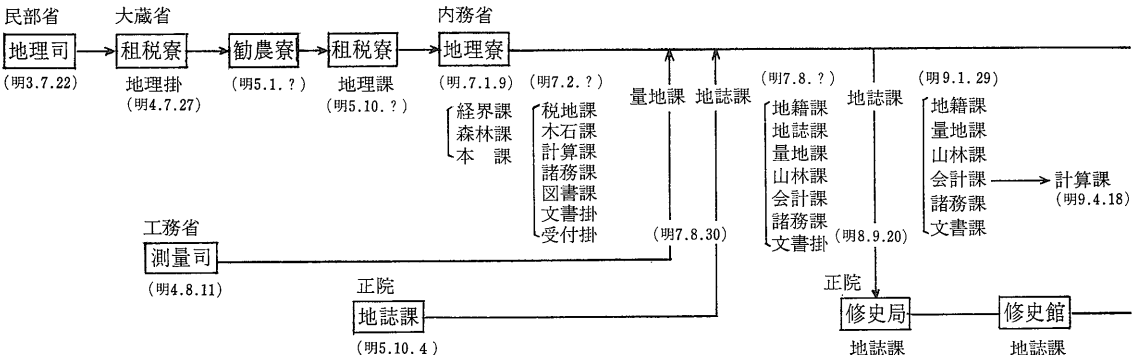
第四 日本の民籍たる者に非ざれば 試掘を作し 坑区を借り 坑物を採製する事業の本主 或は組合人と成ることを得ず

(坑産の割合及損益に關係する所のものは 都て組合とす) 若しこれを犯す者は 其業に属する所有物を官に没入して其業を禁止すへし

以下 第二章 試掘 第三章 借区開坑 第四章 通洞 第五章 坑業 第六章 廃業 第七章 製鉱所建築 第八章 税納 と全部で8章33款よりなり 最後に「書類式様」がついて明治6年9月1日より施行となっている。

日本坑法については石村(1960)をはじめ いくつかの研究があるが 王有権者として国ではなく 政府が設定され 従って民坑のみが対象の法律で 官坑が対象外になっている点は 後の私下げ等と関連して注意を要する。更に外国人の排除など触れるべき点は多々あるがこの小論の論旨との関連で必要なことのみを述べることにする。ただひとつ 本筋からはずれるが 地質調査所に關係することとして この「日本坑法」を最初に深く検討し直したのは 初代所長和田維四郎で『坑法論』(1880)という著作もある。彼は当時 鉱山局長を兼務して この日本坑法の改正の責任者であった。

一般に 鉱業法制には二類型あると言われる(石村1960)。ひとつは 現在の我国のように 鉱物に対するすべての権能を土地所有権より分離して 鉱業権等特別の権利によるものでなければ 採掘 取得し得ないとするもの(石村1960は鉱業権主義と呼ぶ)である。もうひとつは 鉱物を土地所有権の構成部分とし その採掘を土地所有者 または彼より許諾を得た第三者に対してのみ許容するもの(同 土地所有者主義)である。前者は独仏法系の国で採用されており 後者は英米法系の国で採用されているが すべてが一方の主義で貫かれていることはなく 例外 しかもかなり重要な例外が存在する



第1図 地質寮(局)行政機構の変遷 長池(1974)の図を基礎に石田(1966)等で補訂

のが一般的である。

日本坑法も 基本は鉱業権主義であるが 第1章第3款に示されている物については 土地所有者主義をとっている。それらは「諸物品」と記載され 坑物からはずされており 従って工部省の管轄外で 旧来通り府県の管轄になる。そのため 明治7(1874)年1月 内務省が設置された時 内治を司る内務省としては 府県の管轄している「諸物品」に関する徴税や諸規則を定めることが必要となった。

2. 内務省地理寮における土石取調書の編成

内務省が発足した時 土地に関する行政は地理寮が受け持つことになった。当時 地理寮が着手し 今日まで受け継がれている最大のもは都道府県の名称及び境界であろう。幾多の変遷を経て今日の姿になったのだが その大部分はこの頃定まったものである。地理寮(後に地理局)の組織の変遷を第1図に示したが この小論の冒頭に引用した『地質調査所沿革及事業』にある「木石課」というのは 引用の文言とは異って 明治7年2月から8月までという短期間しか存在しなかった名称であることがわかる。その木石課の「石」の部分に相当する仕事を示すと思われるのが 次に示す明治7年6月3日付の内務省達である(『明治7年内務省布達全書』p.176『法令全書 明治7年』p.501 原文カタカナ文)。

内務省達 乙第41号

昨明治6年第259号公布日本坑法中 第1章第3款に属する築石 土砂 粘土 其他建築耕作所用の諸品物 及 砥石 硯石 石灰石 明礬 石綿 陶器製造土等 元来坑物に属すべき部分と雖とも 工部省の掌管せざるものは 一切当省於て処分候條 従前年季請負 或は冥加運上等 各種の名義を以て 營業仕來候分共 総て別紙雛形に照し取調 来る9月31日限り 無滞滞

当省へ差出可申 此旨相達候事

用紙美濃野紙

雛形

字何々山^官長^民地産出

何国何郡

1 何々 (異名又は方言何々 何年何月 博覧会事務局へ差出候有無可記載)

何村

稼人

税金何程

何人

但し請負年季の有無及長短 税納の名義

1 質 (形色共)

何々

1 凡何年頃より産出 何年度廃業 何年度より再興の訳

1 功能 (作用共)

功能と作用との別は 仮令へは安房に産する元名石の如き其質軟弱にして能く火氣に勝ゆる 之れを功能とし その能く火氣に勝ゆるを以て火灼又は七輪等に作る 之れを作用とす 其他煉化石の家屋に作るは作用にして不朽潰頽せざるは 則功能なり 混同せざる様 記載すべき事

1 現今産出の多寡

1 現今所売買相場

1 運輸津出の便否

1 輸出仕向けの土地

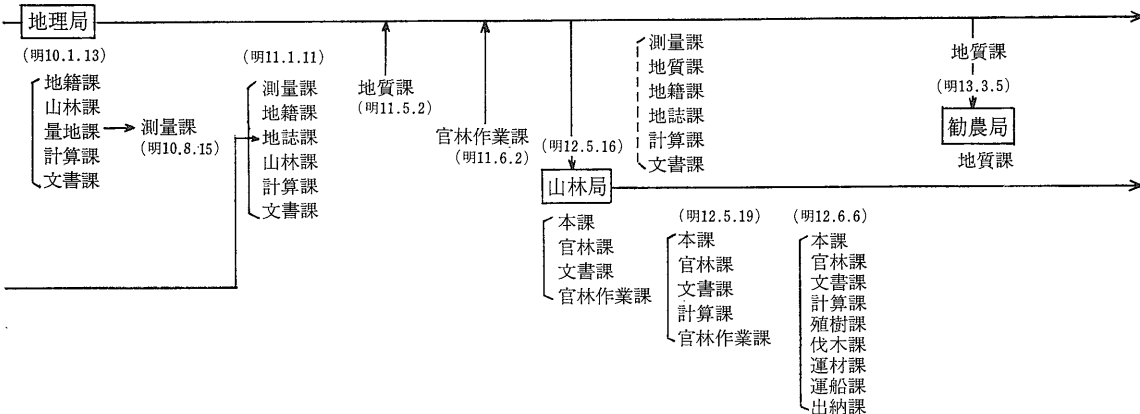
右表目の外 何事に限らず関係の件は無遺漏記載すべし 尤物品により此雛形に據りかたき類は 適宜取調可 成丈精細なるを要すべし

この「達」にはミスがあって同年8月15日に訂正されている(引用 同上p.253, p.505)。

内務省達 乙第51号

当省乙第41号達書中 明礬 陶器製造土の7字删除候條 此旨相達候事

内務省達乙第41号の目的は何であったのか。 1月10日に定められた内務省事務章程 1月9日の地理寮事務



章程の中にはちょっと対応するものが無い。税金について触れている点は 地籍課で行われた地籍調書の項目と重なるものであり 「功能 作用」産出量などが入っている点は勸業寮が中心になって行った物産調書と共通する要素を持っている。この税金の項目の中で「税納の名義」とあるが 明治政府は 旧幕府 藩から雑多な運上冥加の類を継承した。その種類は膨大な数にのぼり地租改正を頂点とする税制改正の一環として 翌明治8(1875)年2月20日太政官布告第23号で廃止された雑税だけでも1553種類ある(丹羽 1965参照)。その中で土石に関係するものを拾って見ると 次のような税目がある(『法令全書 明治8年 p.18~31)。

石臼 石灰売出免許 石灰商 石 砥石商 石場免許 火打石問屋 貝灰 水越砂 石墜揚 白土問屋 砂取 三波川石 硯石 切石商免許 硯石稼免許 石工免許 山師職 石切 石白切 貝灰焼 白土焼免許 硯石職 礮石切 石垣床

これらの雑税は明治8年初をもって廃止され 新税が創出されたが 太政官布告第23号には「但従前 官有地借用右代料として米金相納候分は是迄の通可相心得事」という但し書きがあり 官有地の借用料としての税金は存続する。丹羽(1965)によれば この税制改正の動きは明治7年5月の松方正義の建議に始まるというから土石調書は それに連動したのもかもしれない。

内務省は明治7年8月23日の達乙第53号で 年初に定められた事務章程の第27条を改め 「官地 民地 官民共有の土地例規に照して 之を処分し 及び漬地を檢案する事」とし その改定を受けて 9月7日の達乙第55号で 官地に関する雑税を官地〇〇料という形に改めて地理寮へ上納するよう各府県に対して指示している。

そして 更に雑税廃止の太政官布告第23号と時を同じくして明治8年2月18日に内務省達乙第21号として 地理寮へ収めるべき各種上納金を第一種 官地拝借屋敷料 河岸場拝借料 温泉場拝借料 官林下草料 官地池魚料 第二種 各開港(又は開市)場各国人民官地拝借料 第三種 官舎(又は庫)拝借料 官地官宅並建物木石等払下代に整理している。ただ この土石調書が 税制改正に連動して作成されたとなると 他の官地〇〇料に対応する調書作成の動きが無いのが 理解できない。そこで明治7年6月当時 この土石調書を所掌していたと考えられる木石課の「木」の方は何をやっていたか見てみると 内務省発足直後から官員を各地へ派遣して調査をしていた。発足直後の1月17日付内務省達丙第1号は1府32県に対して発せられ(『明治7年内務省布達全書』p.2, 『法令全書 明治7年』p.523)

内務省達 丙第1号

今般 山林為取調 東海 山陽 南海 西海の四道へ 官員出張申付候に付 其管下山林 木品 本数 並 ヶ所附帳 及

び絵図面 其他有用の諸簿冊 取揃置 取調向 差支無之様 取計 尤管下々廻 村止宿等致候儀も 可有之候に付 兼て 触示置諸事 差支無之様 可取計 此旨相達候事

と官員に対して 全面的に支援 便宜供与するよう求めている。この山林に対する調査に照応する形で 土石調書の「功能 作用」産出量などの内容が作られたと考えられる。しかし この時点では 石については 調査員を派遣せずとも 各府県より調書を提出させるだけで間に合うと考えられていたので 地籍調書や物産調書と内容的には重複する調書が 土石のみについて出現するという事態になったと考えられる。明治7年内務省達 乙第41号は各府県に対して出されたものであるが 6月3日に出して9月31日までに調査して書類を提出せよというのは相当無理であったに違いない。実際 翌明治8年4月7日 東京 京都 大坂の3府 茨城 堺 奈良 神奈川 滋賀 埼玉 福島 磐前 青森 置賜 酒田 相川 鳥取 岡山 小田 山口 福岡 三瀨 白川 宮崎の20県に対し次のような督促が出されている(『明治8年内務省布達全書』p.188『法令全書 明治8年』p.982)。

内務省達 丙第12号

昨7年当省乙第41号達 土石取調書の儀 同年9月31日限差出可申管の処 今以差出無之差支候様 来る5月31日限無遅滞差出可申事

但 本文土石出産無之地方は其旨可申出事

地理寮の業務にさしつかえるからと かなり厳しく督促しているが それでも期限に間に合わなかった県があることは次の史料からわかる(『明治8年内務省日誌第52号』10月24日の項 『明治初期内務省日誌』上巻 p.1071)

〔山口県伺〕 7月8日

明治6年第259号公布日本坑法中 第1章第3款に属する 築石 粘土 其他建築耕作所用の諸品物 及砥石 硯石等云々取調の儀 客歳 御省乙第41号を以 御布達相成 専ら調査中に付整頓次第申上可仕然処 即今開坑願出の者比々有之 右は客歳 7月9日 10月13日附を以 処分方相伺 9月9日 12月28日附を以 兩度御指令有之候に付 右へ準據夫々取計勿論の処 實際に臨み処分方差支候廉 左に列記相伺候

(第1條~第3條 省略)

〔指令〕

書面申上の儀は 当分左の箇條の通可相心得 追て土石掘取規則布達の節は規則に照し取調 更に可申出儀と可相心得事 (第1條~第3條 省略)

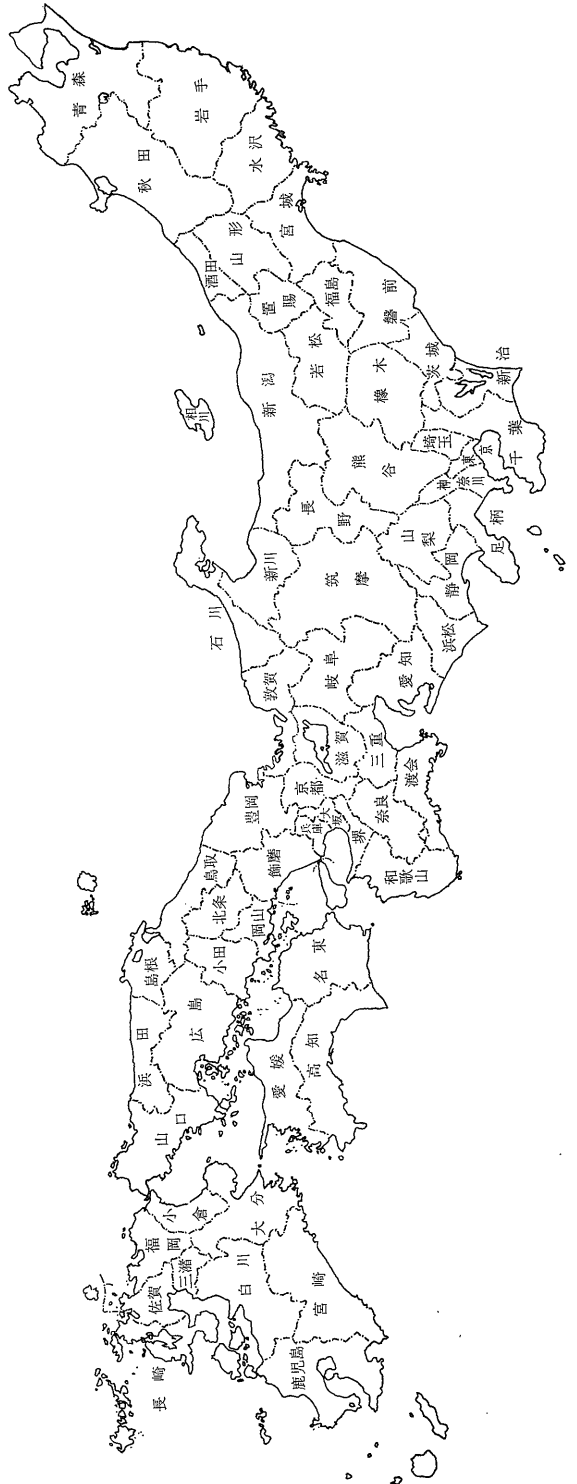
これは7月8日に出された山口県よりの「伺」に対して10月24日に「指令」を内務省が発したものである。

この史料から明治8年10月頃には 内務省内で「土石掘取規則」の制定が課題として浮かび上っていたことがわかる。この課題の浮上は 一面でこの年の初めに行われた税制改制の結果である。先に述べたように日本坑法 第1章第3款で土石については 土地所有者に帰属

すると定められている。税制改正前は官地民地の別なく雑税として各種の税が課せられていたが、その雑税が廃止され、官地借用料のみが残ると、民地の土石採取については政府の管理の及ぶところで無くなると同時に、官地については所有者たる政府と借受人の間で規則が必要となってきたのである。この規則の制定に関しては後段で触れることとして、再び明治7年に戻ることにする。

この章のはじめに述べたように「木石課」というのは明治7年2月から8月までしか存在しなかった。8月に地理寮の分課及び事務分掌の見直しが行われ、第1図に示したように編成替があった。ここで「土石調査」の編纂作業は山林課所管になったのであろうか。この時点での山林課の分掌については「本課は各地派出の官林調査員帰京の上、実地経験の事情参酌の上取調可相伺積」（『法規分類大全』第一編 官職門 官制 内務省二 p. 646）となっていて、この後どう決まったかを知る史料が見出し得ないからよくわからない。「土石調査」の作業は木石課転じた山林課で行われたと考えるのがひとつの考え方であるが、次の3点からこの時点で諸務課分掌事項になったと考えられる。①木石課という名称から「石」が削除され、位置付けが下がったこと。②諸務課の分掌事項に第二部として「官民有の土地規則に照し、処分案を草し、官有地貸付、売下代料及び民有地買上代調査の事」という項目があること。③次章で述べる土石調査を担当した白野夏雲が明治8年3月に内務省に出仕した際、諸務課に配属されていること（白野 1984）である。

土石調査は内務省達乙第41号で形式こそ決まっていたが、これが集まってきたとして、岩石名も充分に一定していない当時、全体を通覧すると、色々不都合が生じたのではないかと考えられる。集められた土石調査については、今日、何も資料として残っていない。しかし、そのあたりの事情を別の史料から推定することができる。それはほぼ同時期に内務省の勸業寮によって編纂された『明治七年府県物産表』である。物産調査は明治3（1870）年9月に民部省が各府県に対して調査を命じたのを初めとする。その後、明治5（1872）年3月の大蔵省達第37号で書式が改正され、更に明治7（1874）年7月内務省達甲第18号で改正された書式で集計されている。しかし、その編成も明治10（1877）年1月の勸業寮廃止、勸農局の設置とともに、繁雑さを理由に中止され、明治9年分以降は農産物のみを対象とした『全国農産表』が編成されている。今日、見ることができるのは、明治6年と7年分の物産表であるが、先の書式改正の結果として、明治6年分は府県によって異った書式



第2図 『明治7年府県物産表』当時の府県名と境界
古島（1966）p. 80～81の古島原図による

第1表 内務省地理寮による土石調査の全容

- ① 明治7年の府県名（3府60県）配列は『明治7年府県物産表』の目次による
- ② 『明治7年府県物産表』中「玉石礦土類」に記載のない府県
- ③ 明治8年4月7日内務省達丙第12号で「土石調査」が未提出とされている府県
- ④ 明治8年5月25日付で白野夏雲が出張を命ぜられた県
- ⑤ 明治9年1月21日付で白野夏雲が出張を命ぜられた県
- ⑥ 『内務省第1回年報』（期間明治8年7月～9年6月 提出9年12月）の「土石の検査」にある土石種類数
- ⑦ 明治9年7月23日付で白野夏雲が出張を命ぜられた県
- ⑧ 明治9年8月17日内務省達丙第42号で「土石調査」の再提出を命ぜられた府県（8年7月焼失のため）
- ⑨ 『内務省第2回年報』（期間明治9年7月～10年6月 提出11年4月？）の「土石の検査」にある土石種類数
- ⑩ 明治10年第1回内国勸業博覧会の内務省地理局出品物点数
- ⑪ 明治11年1月29日付で白野夏雲が出張を命ぜられた県
- ⑫ 備考、府県沿革 ただし、郡単位の編成替は除く『内務省年報』記載編纂書目

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
東京	×	×							4		
京都		×									
大坂		×					×	6	5		
神奈川		×					×	39	3 ¹⁾		1)旧足柄県分を除く
兵庫							×	43	10	○	
長崎							×			○	
新潟						○		118 ¹⁾	42		1)『新潟県土石志』2冊『妙香山地質之記』1冊
埼玉		×						24	8		
足柄 ¹⁾			○		161 ²⁾	— ¹⁾	—	—	94 ³⁾	—	1)9.4.18 神奈川県と静岡県へ分割 2)『拾石餘言』6冊 3)旧足柄県分
千葉			○		41				36		
新治 ¹⁾			— ¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	1)8.5.7 茨城県と千葉県へ分割
茨城		×				○			8		
熊谷 ¹⁾						○		13 ¹⁾	13	—	1)9.8.21 群馬県 一部埼玉県へ編入
栃木 ¹⁾						○			4		1)栃木
奈良 ¹⁾		×				— ¹⁾	—	—	3 ²⁾	—	1)9.4.18 堺県へ編入 2)旧奈良県分
堺		×					×	7	3		
三重											
渡会 ¹⁾						— ¹⁾	—	—	—	—	1)9.4.18 三重県へ編入
愛知			○		158				74		
浜松 ¹⁾			○		28			— ¹⁾	13 ³⁾	—	1)9.8.21 静岡県へ編入 2)旧浜松県分
静岡			○		31 ¹⁾				14		1)『富士山行記』1冊
山梨			○		75				5		
滋賀 ¹⁾		×									1)現在の福井県を含む
岐阜							×	5	4		
筑摩 ¹⁾								— ¹⁾	—	—	1)9.8.21 長野県と岐阜県へ分割
長野											
宮城						○		70	35		
福島		×				○		83	92		
磐前 ¹⁾		×				○		— ¹⁾	—	—	1)9.8.21 福島県へ編入
若松 ¹⁾						○		— ¹⁾	—	—	1)9.8.21 福島県へ編入
磐井 (水沢) ¹⁾				— ¹⁾	—	—	—	—	—	—	1)8.11.22 磐井県 9.4.18 岩手県へ編入
岩手	×					○			11		
青森		×				○		87	38		
山形						○		65 ¹⁾	3		1)山形県の項目が2つに分けて記載されている一方
置賜 ¹⁾		×				○			— ¹⁾	—	1)9.8.21 山形県へ編入 2)山形県の項目が2つに分けて記載されている一方
酒田 ¹⁾	×	×				○ ¹⁾			— ¹⁾	—	1)8.8.31 鶴岡県 9.8.21 山形県へ編入
秋田						○		173	11		

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
敦賀 ^D							×	— ^D	—	—	1)9.8.21 滋賀県と石川県へ分割
石川							×				
新川 ^D						— ^D	—	—	—	—	1)現在の富山県 9.4.18 石川県へ編入
相川 ^D		×				— ^D	—	—	—	—	1)9.4.18 新潟県へ編入
豊岡 ^D								— ^D	—	—	1)9.8.21 京都府と兵庫県へ分割
鳥取 ^D		×					×	— ^D	—	—	1)9.8.21 島根県へ編入
島根							×			○	
浜田 ^D								— ^D	—	—	1)9.8.21 島根県へ編入
飾磨 ^D							×	— ^D	—	—	1)9.8.21 兵庫県へ編入
北條 ^D						— ^D	—	—	—	—	1)9.4.18 岡山県へ編入
岡山		×					×	2		○	
小田 ^D		×		— ^D	—	—	—	—	—	—	1)8.12.10 岡山県へ編入
広島							×	127	6	○	
山口		×					×			○	
和歌山							×	34	21		
名東 ^D			○	198 ^B				* ^B	25 ^B	— ^D	{1)8.9.5 名東県と香川県へ分割 9.8.21 名東県は高知県へ 香川県は愛媛県へ編入 2)名東県 3)『名東県土石誌』1冊 1)同上 2)香川県 3)『香川県土石誌』1冊
				18 ^B				* ^B	8 ^B	— ^D	
愛媛			○	70				* ^D	18		1)『愛媛県土石誌』1冊
高知			○	70				* ^D	16		1)『珊瑚樹説』1冊『高知県土石誌』1冊
福岡		×					×	41	27	○	
三潞 ^D		×					×	— ^D	—	—	1)9.8.21 福岡県へ編入
小倉 ^D						— ^D	—	—	—	—	1)9.4.18 福岡県へ編入
大分							×	39	21	○	
佐賀 ^D						— ^D	—	—	—	—	1)9.4.18 三潞県へ編入 9.8.21 長崎県へ編入
白川 ^D		×					× ^D	—	—	○ ^D	1)9.2.21 熊本県
宮崎 ^D		×					×	— ^D	—	—	1)9.8.21 鹿児島県へ編入
鹿児島							×			○	
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1)15.2.8まで北海道開拓使所管『物産表』にはない
琉球藩 ^D	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1)7.7.12まで外務省直轄以降内務省隷属 12.4.4沖繩県『物産表』にはない

(「5年達」と「7年達」)で書かれており 明治初年の経済分析にはあまり利用されていない(山口 1956 古島 1966参照)。

明治7年7月17日の内務省達甲第18号では はじめに「地方物産取調」の意義を述べたあと「物産調査凡例」で 集計に際して用いる単位を定義 列記し 次に 統計を取るべき項目を掲げ 最後に「生産物部類」として 調査の対象となる物を列挙している。 その中で鉱産物土石に関係のある項目を引用すると次のようである(『法令全書 明治7年』p.469~479)。

金銀銅鉄類

金 銀 丁銅 黄銅版 青銅 黄銅線 鉄線 鉛 錫 鉛管 同(板棹共) 水銀 鋼 亜鉛 熟鉄 生鉄 白鐵(俗稱ハンダ) 箔(金銀銅錫) 金銀地金
 其外 茲に掲げざる金銀銅鉄類

玉石礦土類

庭石 建築用石 砥石 煉化石 燧石 浮石 温石 石灰 雲母 蠟石 瑪瑙 水晶 硯石 石炭 朱 明礬 鷹眼 硫黄 滑石 石膏 綠礬 綠青 鉄沙 辰砂 湧葉(ヤキモノ

クスリ) 磨沙 金剛沙

其外 茲に掲げざる礦土玉石類

ところが この書式自身が地方の実情 官吏の知識のレベルを十分に把握していないために でき上がった物産表の記載は精粗もさることながら 実に雑多な項目の集合となってしまう。 その中から産出額などの数字を除いて 玉石礦土類の項目だけ代表的な例を掲げると下記ようになる(「明治七年府県物産表」明治前期産業発達史資料 第1集(1)(2) 1966)。

京都府

珪石 石礦 砥石 雲母 燧石 硯石 砥粉 陶土 陶器用上掛葉 紅柄 石灰 壁土 磨砂 石燐盤 石臼 挽碓 板石 庭石 和泉石 白川石 石牌 建築用青石 同葛石 磁石

大坂府

延石 建築用石 砥石 雲母 珊瑚珠 硯石 蠟石 石灰 磁石 手水鉢 石燈籠 石塔 板石 立山石 米搗臼 曳臼 水晶玉 砂金石玉 白英

岐阜県

砥石 建築用石 石灰 蛙目石 蛙目粉 千倉粉 千倉石

葉土 紫雲英 本葉土 燧石 広見石 貫土 白垂 赤坂石
肉壺 赤坂石床置兎 赤坂石床置牛 赤坂石床置大玉 赤坂
石床置小玉 赤坂石風鎮 赤坂石軸 赤坂石茶入 赤坂石根
付 赤坂石湯呑

宮城県

白土 麻砂 蠣灰 敷石 岩石 建築石 硯石 細工石 割
石 燧石

石川県

石灰 石炭 瑪瑙 硯石 石炉 燧石 墓石 敷石 板石
井筒 陶器土 壁砂 壁土 瓦土^{かまど} 流シ石 石樋 木
呂石 土台石^{メントウ} 檀石 貝灰 網足石 礎盤石 瓦葉
イッキ灰 挽臼 石壺 駒犬 浮石 滑石 石臼 紺屋煨

物産表は 手書石版刷であるため 複製版で見ると判
読の難しい字が多いのだが 内務省の掲げた例示に対し
て かなり色々な報告が出ていることがわかる。 内務
省の例示自身 庭石や砥石といった用途の方からついて
いる名称と 岩石 鉱物名が混在しているように見える。
ただ ここで注意しなければならないのは 当時はある岩石 鉱物種が今日ほど広い用途を持たないから
今日この名称を見て 我々が感じるほどの違和感を持た
なかったのかもしれないということである。 たとえば
温石や滑石^{おんじやく}というのを見て 我々は『鉱物と名辞典』な
どの知識から蛇紋石 *serpentine* と *talca* のことと思うの
だが 当時の人にとっては むしろもとの意味 即
ち「体を温めるための石」であり「滑る石」であって岩
石種として割り切っていたのではない可能性がある。
温石が蛇紋石から軽石まであり 滑石も葉片化し
た *serpentinite* から *actinolitic-tremolitic* な石まで実
際には滑石として通用していたとすると 内務省の例示
では ほぼ用途の方からの分類になっていると考えられ
る。 その線に沿ったのは 大坂府や石川県の例である
が 石燈籠や石塔 臼が出て来たのは 集計した方も面
喰らったであろうが 調書を提出した方も考えた末のこ
とに違いない。 岐阜県は 考えた末に赤坂石という大
垣市の金生山に産する二疊系の石灰岩で赤味を帯びた美
しい大理石を産することで有名な石をすべて用途別に分
けて示している。 京都府の和泉石などは本来の和泉石
の産地 堺県から持ち込んだものか 和泉石と言えば等
粒な砂岩のことであるから 同様のものが和泉石と称し
て採掘されていたのかよくわからないが 本家の堺県
の方には 和泉石という項目がないのと合せ考えると府県
担当者の対応の違いが出てくる。 この物産表の最後
には「表中不審の品名」という内務省の集計者の側でよく
わからなかった品名の一覧があるが その中で石川県の
鉗屋煨(本表と字が違う)は仕方がないとしても 京都府
の項に珪石が出ているのは 丹波の赤白珪石というのが
有名なだけに面白い。

「土石調書」の実情について『明治七年府県物産表』
から推定して見たが 各府県から提出された「土石調
書」を通覧して 地理寮の担当者は困惑したに違いない。
これが山林調査の開始に遅れること1年にして土
石調査が 土石調書の編成と平行して始まった理由だと
考えられる。

3. 白野夏雲による土石調査

白野夏雲は白野(1984)で紹介されている 履歴帖中の
辞令によれば 明治8(1875)年3月10日付で 内務省
に補地理寮11等^等で出仕し 3月12日付で諸務課に配属さ
れている。 そして明治8年5月25日 9年1月21日
9年7月23日 11年1月29日と4回 土石調査のための
出張を命ぜられている(白野(1984)の年譜)。 これは白
野家に残る辞令や北海道庁に残る履歴書に基づく年譜で
あるから 確かなものであるが その内 3回は先の山
林調査と同様各県に対して便宜供与願(命令に近いもの
か?)が内務省より出されている。

明治8年5月30日付

内務省達 丙第30号

(宛先) 山梨県 静岡県 浜松県 愛知県 足柄県
千葉県

今般 土石類為取調 地理寮官員為致出張候條 諸事差支無
之様可取計 此旨相達候事

(『明治8年内務省布達全書』p.265 『法令全書 明治8
年』p.987)

明治9年7月19日付

内務省達 丙39号

(宛先) 新潟県 若松県 置賜県 山形県 鶴岡県
秋田県 青森県 岩手県 宮城県 福島県
磐前県 茨城県 榎木県 熊谷県

今般 土石類為取調 当省地理寮官員出張為致候條 諸事差
支無之様可取計 此旨相達候事

(『明治9年内務省布達全書』下巻 p.363 『法令全書 明
治9年』p.943)

明治11年2月5日付

内務省達 丙第2号

(宛先) 鹿児島県 熊本県 長崎県 福岡県 大分県
山口県 島根県 広島県 岡山県 兵庫県

今般 土石類為取調 当省地理局官員平野夏雲 其地巡回申
付候條 諸事差支無之様可取計 此旨相達候事

(『法令全書 明治11年』p.259)

文章はほとんど同じであるが 明治11年の分には氏名
が入っている。 この年の他の調査の便宜供与も氏名が
入っているから この年からそのように改められたと考
えられる。「白野」が「平野」と誤記されているのはし
ばしばあったことであるらしいが(白野 1984) 公文書
上の誤記まで引き起こしているのは面白い。

第1表に夏雲の出張した先 「内務省年報」の記載な

ど内務省地理寮の事業に関連した事項をまとめておいた。夏雲による土石調査がなぜ始められたかということに関して③ ④覧を比較すると 明治8(1875)年の4~5月というほぼ同じ時点で 先に紹介した土石調書の提出を督促されている府県と夏雲の第1回の出張先が全く重なっていないことがわかる。これは夏雲の土石調査が土石調書の得られない府県に対して補備として行われたのではなく 前章末で推定したように 既に提出された土石調書の不備を検討するためのものであることを傍証していると言えよう。また夏雲の出張は 第1回(④)は東京周辺及び東海地方 第2回(⑤)は四国地方 第3回(⑦)は関東北部 東北地方 第4回(⑩)は 中国 九州地方というように 中部 近畿地方を除いて網羅的に行われたことがわかる。

明治9(1876)年12月に太政官に提出された『内務省第1回年報』の地理寮の報告中には次のように書かれている(大日方 勝田 我部編(1983)第2巻p.462 原文カタカナ文 数字は算用数字に改めた)。

土石の検査

日本坑法第1章第3款に属する土石の出産箇所及形質の如何を精究し 其見本を聚め 其表目を編製せんことを目的とし 乃ち 官員を派出して 之を検査せしめたり 其功程及検査の府県 採取の土石品類の数 編製書冊 旅費 第38号表の如し

本周年に於て土石借区を許認したる 反別16町9反1畝22歩 其土料金654円52銭3厘にして 第39号表に詳なり 同官民両用の為め払下たる土は600坪 石は 160,688貫目と35,100材 其代価154円15銭にして第40号表の如し

本年々報は創始に係るを以て 此土石の 前年比較等を見はすこと能はずと雖も 意ふに国運開け 人智進むに従ひ 百般の工業繁盛なるときは 土石の用豈復今日に比にあらんや 今や採集する所の土石 各種の性質及功用等を経験し 汎く之れを世に告知せば 必ず人工を誘勸し 供用愈多きを加ふるに至らんとす 然らば則ち土石検査の事 國家多少の益を計るものと云はざるを得ざるなり

第1表の⑩はここで言う「第38号表」を記入したもののだが 夏雲の第1 2回の出張に対応して 見本の土石が集められ 「土石誌」が編纂されていることがわかる。『名東県土石誌』というのは 今井(1972)が「東京地質学会創立25年記念展覧会目録」中の写真として紹介した『白埜夏雲取調 名東縣管内土石誌』と同一物である。引用後半部分には「はじめに」で引用した部分も含まれているが 引用冒頭に書かれているように「日本坑法第1章第3款に属する土石」に限定されている訳であるから「百般の工業」との関連づけは今日想像するような鉱産資源全般と工業との結びつきではないことは容易に理解できる。それが素朴な実用主義に基づく考えであることは 後の史資料と合せて検討すれば ます

ます明瞭になる。

この年報には「土石取調書」のことは触れられていない。しかし それが夏雲による土石調査開始後も並行して続けられたことを示す史料がある。しかも 夏雲の調査に対応して形式も変化している。即ち 明治9年8月17日次のような達が 大坂府及び 神奈川県以下20県(第1表⑥)に対して出されている(『明治9年内務省布達全書』上巻 p.366『法令全書 明治9年』p.644)。

内務省達 丙第42号

7年当省乙第41号達書 当省所轄土石類取調課 己に差出候分は 昨8年7月焼失候に付 右写並に其後発見の 分共取調 本年12月限差出し可申 且現品の 儀も別紙雛形に照し 見本1箇宛取揃差出可申 此旨相達候事

但 海陸運輸其他諸入費の儀は 追て地理寮より 可下渡に付 明細仕訳書相添可申出事

(別紙) 土石見本雛形

1 建築石 長7寸5分幅6寸厚さ2寸を限る

花崗石以下 青石 緑石 葡萄石 砂礫石 石灰石(石灰石中堅硬にして切石となるべきものを云ふ) 其他切石となして一般の造営に可用もの

但 表一面磨き 左右上下たゞき 裏野取のまゝ 尤地方によって 磨方届き難き向も 候はば 規則の寸法に製作相成へき野取のまゝにて差出すべし

1 砥石

濃砥以下 青砥 白砥 荒砥に至る 尤荒砥石の内 其肌濃密にして 質堅実に過ぎ 荒砥に用ゆべからずして 其産所の広きものあらば 之を建築材の部に加入す可し

但 己に世に販売せるものは在来の寸法に任せ 新産未着手にして 製作方届きかたき分は 規則寸法に適すべき野取のまゝを要す 然れども 其質最上等品の見込あつて 未だ規則寸法のもの得かたきか如きは 其中に就て成丈大なる野石を差出すべし

1 硯石 長4寸幅2寸より小ならず 厚さ適之

1 石板石 長5寸幅7寸より小ならず 厚さ適之

但 地方によって 方取難届向は 規則寸法に適すべき野取のまゝを要す

1 石灰石(焼て石灰となすべきものを云ふ)

凡3寸立方より大ならず

但 其産所広くして同質のものは 各坑一々見本を収むるを要せず

1 粘土類 凡そ2合の量より少なからず

陶土 亜土以下各色土類より瓦土に至る

但 瓦土等其産所広くして同質のものは 各所一々見本を収むるを要せず

内務省の建物が焼失したのは事実であるが ここで再提出を求められている府県が第1表の④⑤⑦と⑧を比べてわかるように夏雲の出張していない府県に限られているのは奇妙である。実はこの「達」の裏には府県に公然と言えないからくりがあった。(つづく)